

7. 遺族年金

今回は、遺族年金についてです。遺族年金は、万一の時に年金制度よりご遺族の生活を支えるために支給される年金です。



遺族基礎年金

国民年金の被保険者がなくなった場合、死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族

対象者：(1) 子のある配偶者 (2) 子

子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子

国民年金(1階)

遺族基礎年金

777,800円

子の加算(※1)

1. 子のある配偶者が受け取る時 777,800円 + 子の加算額
2. 子が受け取る時 777,800円 + 2人目以降の子の加算額
(※1) 2人まで 一人につき 223,800円
3人目以降 一人につき 74,600円

遺族厚生年金

厚生年金の被保険者がなくなった場合、死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族のうち最も優先順位が高い方。遺族基礎年金を受給できる遺族の方はあわせて受給可能。

- 対象者
1. 妻(子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給)
 2. 子(18歳になった年度の3月31日までにいる子、または20歳未満で障害年金の障害等級1, 2級の状態にある子)
 3. 55歳以上の夫(60歳から受給 ただし、遺族基礎年金を合わせて受給できる場合に限り55歳から60歳の間であっても受給可能)
 4. 55歳以上の父母(60歳から受給)
 5. 孫(18歳になった年度の3月31日までにいる孫、または20歳未満で障害年金の障害等級1, 2級の状態にある孫)
 6. 55歳以上の祖父母(60歳から受給)

支給額・・・ **死亡した方の老齢厚生年金額の報酬比例部分の 3/4**

一生もらえる(但し、子どものいない30歳未満の妻は5年間のみ)

加算：**中高齢寡婦加算(年額583,400円)**

- 対象者・・・①夫がなくなったとき、40歳以上65歳未満で生計を同じくしている子がない妻
②遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る)が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため遺族基礎年金を受給できなくなったとき

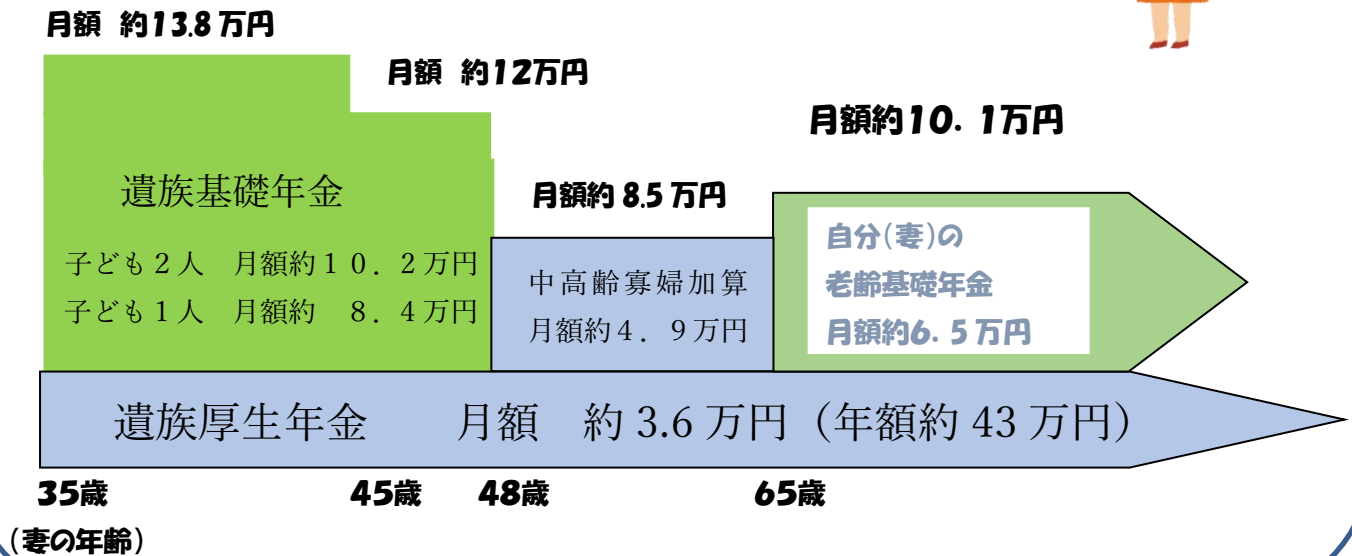
厚生年金(2階)

中高齢寡婦加算
月額約4.9万円

遺族厚生年金
報酬比例の年金額 3/4

遺族年金受取例

※例 Aさん 37歳 (令和4年) **厚生年金加入者**、
 妻(専業主婦35歳)、子ども8歳と5歳
 夫22歳より厚生年金に加入 夫の平均報酬月額: 35万円



ご注意ください!

★**自営業の方は**、上記グリーンの部分のみとなり、上記ブルーの遺族厚生年金・中高齢寡婦加算の支給はありません。

